

1. 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律(副首都法)概要

- ①目的:大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土形成を図るための施策(国家社会機能継続性確保施策)を総合的・計画的に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資すること。
- ②基本理念:「人口・国家社会機能の分散的配置」、「首都中枢機能バックアップ」、「BCP支援」、「交通通信体系の整備」、「首都中枢機能の代替機能及び多極分散型経済圏の形成の中核機能を果たすよう副首都を整備」

	首都中枢機能代替地域	副首都
機能	大規模災害が発生し、東京圏で首都中枢機能の維持が困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の代替機能を担う	
	首都中枢機能の一部の代替	首都中枢機能の全部/大部分の代替 多極分散型経済圏の形成の中核
要件・指定	東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当 ※政令:「首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと」を想定	
	副首都の区域を除く	国の行政機構の立地状況(①) 人口及び経済の集積状況(②) 必要な地方行政体制(③) について政令で定める要件を具備 要件を満たす地域を含む 道府県の申出(※)に基づき 内閣総理大臣が指定 ※道議会の議決要
方針	基本方針	+ 基本方針に即して、副首都ごとに副首都整備方針を策定 副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重
施策	首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、民間事業所等の移転等に係る投資を促進する税制等の施策	+ 首都中枢機能代替のための国の機関等の拠点の整備、まちづくりの推進、規制緩和、民間投資促進等に必要施策

ポイント①

・要件等を定める政令は、附則にて、「公布日(R8.7.31)から3月以内の政令で定める日から施行する」とされている。

※法律案提出時の「概要」の記載

政令①:「国の出先機関について、一定の出先機関の立地」を想定

政令②:「経済集積(県内GDPが一定規模)、人口集積(一定規模の人口)」を想定

政令③:「政令市+道府県」(自治法上の連携協約等)、特別区の設置 ※制度化された場合は「特別市」を想定

ポイント②

・附則にて、「基本方針は、施行日から1年以内に策定する」とされている。

※道府県の申出は施行後から可能。

ポイント③

・附則にて、「施行日から令和13年3月31日までの間、施策を集中的に推進する」とされている。

2. 北海道・札幌市の強みと今後の取組検討の方向性

北海道

北海道と札幌市のポテンシャル

札幌市

▶ 広大な土地・水・食料資源、全国随一の再エネポテンシャル

▶ AI・半導体・宇宙・洋上風力・食など、安全保障の観点のほか、成長戦略や地域未来戦略を推進する上で、重要な位置づけ

▶ 179市町村による多様な実証フィールド

▶ 国の出先機関、高機能オフィスなど充実した都市機能

▶ 総合商社、金融機関等の主要企業・ICT産業集積

▶ 北大等の研究機関や産官学連携による高度人材の供給力



北海道と札幌市の強みと副首都の適正

今後の取組検討の方向性

副首都の4要件

北海道・札幌市の強みと適性

東京圏との同時被災の可能性が低いこと

一定の国の出先機関の立地があること

一定の経済規模・人口集積があること

必要な地方行政体制があること

■首都直下地震・富士山噴火はもとより、南海トラフ地震も含め、同時被災リスクが低い。

■北海道全域を管轄する国の地方支分部局のほぼすべてが札幌中心部に集積。

■AI・半導体・GX、スタートアップの拠点形成を推進し、主要企業の支店も集積。
■札幌市人口約196万人、さっぽろ連携中枢都市圏全体で約250万人の人口規模。

■「北海道・札幌市行政懇談会」の枠組みを活かし、道・市の連絡調整会議を設置済み。今後、北海道と札幌市による連携協約を念頭に、国の動きを注視しつつ、検討。

1. 北海道・札幌市の推進体制の確立

連携協約も念頭に、北海道・札幌市の推進体制を確立する。

2. 国との情報交換

北海道・札幌市の副首都指定に向け、迅速かつ効率的に準備を進めていくため、国との情報交換を行っていく。

3. オール北海道での取組内容の検討

国の出先機関、道内市町村、経済団体などの協力を得ながら、「首都機能バックアップ」、「多極分散型経済圏の形成」に向けた取組内容を検討していく。

4. 道民・市民へのわかりやすい説明

副首都の意義・メリットについて、道民・市民に広く理解促進を行う。

3. 北海道・札幌市行政懇談会の結果概要

○ 日時

令和8年8月18日(火)17:00～17:30

○ 懇談テーマ

副首都に関する取組について

○ 出席者

[北海道] 鈴木知事、濱坂副知事、三橋副知事、加納副知事

[札幌市] 秋元市長、天野副市長、山本副市長、加藤副市長

協議・確認事項

1 副首都の実現に向けて

- ・今後の政令による副首都の指定要件を見極めるとともに、道議会、市議会における議論を前提としつつ、副首都の実現に向けて連携して取り組むことを合意

2 体制の整備

- ・知事、札幌市長による「北海道・札幌市行政懇談会」の枠組みの下で、副知事、副市長レベルをはじめ、「副首都構想に係る連絡調整会議」（本年6月設置）などを活用し、副首都に向けた協議・準備を進めるとともに、道・市それぞれで下記の推進体制を確立する。
- ・8/18付けで、北海道総合政策部政策局に副首都整備準備室を設置する。同室には、札幌市の派遣職員も参画する。
- ・8/18付けで、札幌市まちづくり政策局に副首都整備等連絡調整班を設置する。同チームには、北海道の派遣職員も参画する。

3 国との協議事項

- ・10月末までには政令が制定されると想定される中、政令で規定される副首都の要件について、北海道・札幌市が対象となるよう国と協議を行う。
- ・また、首都中枢機能の代替や多極分散型経済圏の拠点として必要となるインフラや防災機能の強化・充実などについても協議を行う。

4 関係機関、関係団体との連携体制

- ・副首都に向けて、国に出先機関、市町村、経済団体などの理解と協力を得るため、適宜、情報提供を行うほか、進捗状況に応じて意見交換を継続していく。

5 札幌市民、道民の理解

- ・副首都に向けた取組は、札幌市民をはじめ道民の皆様の理解と協力が大前提であり、副首都関係法令をはじめ、北海道・札幌市の現状や今後の取組など、わかりやすく、かつ丁寧に発信する。